

新旧対照表

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年六月二十日規則第四十三号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成五年規則一三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)</p> <p>第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の許可証)</p> <p>第三条 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（別記第一号様式の二）を交付するものとする。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)</p> <p>第三条の二 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第一号様式の三）によるものとする。</p> <p>追加〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)</p> <p>第三条の二の二 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（別記第一号様式の三の二）によるものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則二五五号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)</p> <p>第三条の二の三 省令第四条の四の四の通知は、定期検査結果通知書（別記第一号様式の三の三）により行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則二五五号〕</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成五年規則一三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)</p> <p>第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の許可証)</p> <p>第三条 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（別記第一号様式の二）を交付するものとする。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)</p> <p>第三条の二 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第一号様式の三）によるものとする。</p> <p>追加〔平成一二年規則一五三三号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)</p> <p>第三条の二の二 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（別記第一号様式の三の二）によるものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則二五五号〕</p> <p>(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)</p> <p>第三条の二の三 省令第四条の四の四の通知は、定期検査結果通知書（別記第一号様式の三の三）により行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則二五五号〕</p>

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)  
第三条の三 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記第一号様式(四))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第三条の四 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記第一号様式(五))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第三条の五 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記第一号様式(六))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第三条の六 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記第一号様式(七))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第三条の七 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記第一号様式(八))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第三条の七の二 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第一号様式(八の二))によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(一般廃棄物の熱回収施設の認定証)

第三条の七の三 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第一号様式(八の二))を交付するものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第三条の七の四 省令第五条の五の十の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(別記第一号様式(八の四))によるものとする。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)  
第三条の三 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記第一号様式(四))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第三条の四 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記第一号様式(五))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第三条の五 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記第一号様式(六))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第三条の六 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記第一号様式(七))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第三条の七 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記第一号様式(八))によるものとする。

追加〔平成二二年規則一五三三号〕

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第三条の七の二 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第一号様式(八の二))によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(一般廃棄物の熱回収施設の認定証)

第三条の七の三 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第一号様式(八の二))を交付するものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第三条の七の四 省令第五条の五の十の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(別記第一号様式(八の四))によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕  
(一般廃棄物の熱回収に関する報告)  
第三条の七の五 省令第五条の五の十一の報告書は、熱回収報告書(別記第一号様式の八の五)によるものとする。  
追加〔平成二三年規則二五号〕  
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)  
第三条の八 法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第一号様式の九)を知事に提出して行うものとする。  
追加〔平成二二年規則一五三号〕  
(一般廃棄物処理施設確認通知書)  
第四条 法第九条の三第四項ただし書(法第九条の三第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(別記第一号様式の十)により行うものとする。  
全部改正〔平成五年規則一三三号〕、一部改正〔平成二一年規則二九号・一二年一五三三号・二三年二五号〕  
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)  
第四条の二 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(別記第一号様式の十一)によるものとする。  
追加〔平成二二年規則一五三号〕  
(一般廃棄物処理施設工事完了報告)  
第五条 法第九条の三第一項又は第八項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をした市町村は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書(別記第二号様式)により知事に報告するものとする。  
一部改正〔昭和五二年規則三二一・五四年一・六〇年五八号・六一年一八号・平成五年一三三・一一年二九号・二三年二五号〕  
第六条 削除  
削除〔平成二一年規則二九号〕  
(一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)  
第七条 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(市町村が法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処理するために設置した一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、ごみ焼却施設及び最終処分場については毎年一月から三月までの分を四

追加〔平成二三年規則二五号〕  
(一般廃棄物の熱回収に関する報告)  
第三条の七の五 省令第五条の五の十一の報告書は、熱回収報告書(別記第一号様式の八の五)によるものとする。  
追加〔平成二三年規則二五号〕  
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)  
第三条の八 法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第一号様式の九)を知事に提出して行うものとする。  
追加〔平成二二年規則一五三号〕  
(一般廃棄物処理施設確認通知書)  
第四条 法第九条の三第四項ただし書(法第九条の三第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(別記第一号様式の十)により行うものとする。  
全部改正〔平成五年規則一三三号〕、一部改正〔平成二一年規則二九号・一二年一五三三号・二三年二五号〕  
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)  
第四条の二 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(別記第一号様式の十一)によるものとする。  
追加〔平成二二年規則一五三号〕  
(一般廃棄物処理施設工事完了報告)  
第五条 法第九条の三第一項又は第八項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をした市町村は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書(別記第二号様式)により知事に報告するものとする。  
一部改正〔昭和五二年規則三二一・五四年一・六〇年五八号・六一年一八号・平成五年一三三・一一年二九号・二三年二五号〕  
第六条 削除  
削除〔平成二一年規則二九号〕  
(一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)  
第七条 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(市町村が法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処理するために設置した一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、ごみ焼却施設及び最終処分場については毎年一月から三月までの分を四

月末日までに、四月から六月までの分を七月末日までに、七月から九月までの分を十月末日までに、十月から十二月までの分を翌年一月末日までに、その他の施設については毎年四月から翌年三月までの分を同年四月末日までに、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔昭和五六年規則七七号〕、一部改正〔昭和六〇年規則五八号・平成五年一三号・一一年二九号・一七年八四号〕

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第八条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記第三号様式)によるものとする。

全部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(合併又は分割の認可の申請)

第八条の二 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(別記第四号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号〕

(相続の届出)

第八条の三 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(別記第四号様式の一)によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、相続人が二人以上ある場合において、法第九条の七第二項の規定による届出をしようとする者がその全員の同意により許可を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、省令第六条第二項に規定する書類のほか、その全員の同意書を添付するものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

(産業廃棄物の処理の実績の報告)

第八条の四 法第十二条第八項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次の各号に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 技術管理者の氏名、職名及び資格
- 四 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

月末日までに、四月から六月までの分を七月末日までに、七月から九月までの分を十月末日までに、十月から十二月までの分を翌年一月末日までに、その他の施設については毎年四月から翌年三月までの分を同年四月末日までに、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔昭和五六年規則七七号〕、一部改正〔昭和六〇年規則五八号・平成五年一三号・一一年二九号・一七年八四号〕

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第八条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記第三号様式)によるものとする。

全部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(合併又は分割の認可の申請)

第八条の二 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(別記第四号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号〕

(相続の届出)

第八条の三 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(別記第四号様式の一)によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、相続人が二人以上ある場合において、法第九条の七第二項の規定による届出をしようとする者がその全員の同意により許可を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、省令第六条第二項に規定する書類のほか、その全員の同意書を添付するものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

(産業廃棄物の処理の実績の報告)

第八条の四 法第十二条第八項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次の各号に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 技術管理者の氏名、職名及び資格
- 四 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

追加〔平成二二年規則一五三号〕、一部改正〔平成二三年規則三四号・二三年二五号〕

第九条及び第十条 削除

削除〔平成二三年規則二五号〕

(再生利用業の指定申請等)

第十一条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定(以下「指定」という。)の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書(別記第五号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- 三 業務の委託関係を記載した書類
- 四 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 五 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 六 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設の使用する権原を有すること)を証する書類
- 七 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 八 申請者が個人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)である場合には、住民票の写し
- 九 申請者の履歴を記載した書類(法人にあつては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類)
- 十 その他知事が必要と認めるもの

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二二号・六一年一八号・平成五年一三号・一七年二五号・二五年七号〕

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第十二条 再生利用指定業者(指定を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定

追加〔平成二二年規則一五三号〕、一部改正〔平成二三年規則三四号・二三年二五号〕

第九条及び第十条 削除

削除〔平成二三年規則二五号〕

(再生利用業の指定申請等)

第十一条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定(以下「指定」という。)の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書(別記第五号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- 三 業務の委託関係を記載した書類
- 四 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 五 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 六 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設の使用する権原を有すること)を証する書類
- 七 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 八 申請者が個人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)である場合には、住民票の写し
- 九 申請者の履歴を記載した書類(法人にあつては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類)
- 十 その他知事が必要と認めるもの

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二二号・六一年一八号・平成五年一三号・一七年二五号・二五年七号〕

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第十二条 再生利用指定業者(指定を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定

に係る再生利用業の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（別記第六号様式）に前条第二項に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二二号・六一年一八号・平成五年一三号〕

（指定の期限等）

第十三条 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

追加〔平成五年規則一三号〕

（指定証の交付）

第十四条 知事は、指定をしたとき、又は第十二条第一項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（別記第七号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業に係る変更の届出）

第十五条 再生利用指定業者は第十一条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書（別記第八号様式）により、当該変更の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業の廃止の届出）

第十六条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書（別記第九号様式）により、当該廃止の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業の実績の報告）

第十七条 再生利用指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る設置の届出）

第十八条 法第十五条の二の五の規定による一般廃棄物処理施設（以下「特例

に係る再生利用業の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（別記第六号様式）に前条第二項に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二二号・六一年一八号・平成五年一三号〕

（指定の期限等）

第十三条 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

追加〔平成五年規則一三号〕

（指定証の交付）

第十四条 知事は、指定をしたとき、又は第十二条第一項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（別記第七号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業に係る変更の届出）

第十五条 再生利用指定業者は第十一条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書（別記第八号様式）により、当該変更の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業の廃止の届出）

第十六条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書（別記第九号様式）により、当該廃止の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（再生利用業の実績の報告）

第十七条 再生利用指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る設置の届出）

第十八条 法第十五条の二の五の規定による一般廃棄物処理施設（以下「特例

「一般廃棄物処理施設」という。)の設置の届出は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第十号様式)を知事に提出して行うものとする。

全部改正〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理)

第十八条の二 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書(別記第十一号様式)によるものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の変更及び廃止の届出)

第十八条の三 省令第十二条の七の十七第五項の規定による変更又は廃止に係る届出は、特例一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書(別記第十一号様式の二)を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る準用規定)

第十九条 第七条及び第八条の三第二項の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、第七条中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第八条の三第二項中「前項に規定する届出書」とあるのは「省令様式第二十八号」と、「法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「省令第六条第二項」とあるのは「省令第十二条の十二第二項」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第二十条 法第十九条の十二第一項の規定による最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(別記第十二号様式)により調製するものとする。

2 法第十九条の十二第三項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(別記第十三号様式)により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一三年三四号・二〇年三九号〕

(廃棄物再生事業者の登録申請書等)

第二十一条 法第二十条の二第一項の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記第十四号様式)により知事に申請するものとする。

「一般廃棄物処理施設」という。)の設置の届出は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第十号様式)を知事に提出して行うものとする。

全部改正〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理)

第十八条の二 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書(別記第十一号様式)によるものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の変更及び廃止の届出)

第十八条の三 省令第十二条の七の十七第五項の規定による変更又は廃止に係る届出は、特例一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書(別記第十一号様式の二)を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る準用規定)

第十九条 第七条及び第八条の三第二項の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、第七条中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第八条の三第二項中「前項に規定する届出書」とあるのは「省令様式第二十八号」と、「法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「省令第六条第二項」とあるのは「省令第十二条の十二第二項」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第二十条 法第十九条の十一第一項の規定による最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(別記第十二号様式)により調製するものとする。

2 法第十九条の十一第三項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(別記第十三号様式)により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一三年三四号・二〇年三九号〕

(廃棄物再生事業者の登録申請書等)

第二十一条 法第二十条の二第一項の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記第十四号様式)により知事に申請するものとする。

2 政令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（別記第十五号様式。以下「登録証」という。）とする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

（廃棄物再生事業者に係る変更の届出）

第二十二条 政令第二十条に規定する届出は、廃棄物再生事業者変更届出書（別記第十六号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 政令第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる書類

イ 届出者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては、住民票の写し

ロ 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 政令第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第一号に掲げる書類であつて変更後のもの

三 政令第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第二号に掲げる書類であつて変更後のもの

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・一七年二五号・二〇年三九号・二五年七号〕

（廃棄物再生事業者に係る事業場の休廃止等の届出）

第二十三条 政令第二十一条に規定する届出は、廃棄物再生事業場廃止等届出書（別記第十七号様式）により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

（廃棄物再生事業者の実績報告）

第二十四条 法第二十条の二第一項の登録を受けた廃棄物再生事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における再生事業に係る廃棄物の処理の実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕

（許可証等の再交付申請等）

第二十五条 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第七号）、産業廃棄物処分業許可証（省令様式第九号）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第十三号）、特別

2 政令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（別記第十五号様式。以下「登録証」という。）とする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

（廃棄物再生事業者に係る変更の届出）

第二十二条 政令第二十条に規定する届出は、廃棄物再生事業者変更届出書（別記第十六号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 政令第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる書類

イ 届出者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては、住民票の写し

ロ 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 政令第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第一号に掲げる書類であつて変更後のもの

三 政令第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第二号に掲げる書類であつて変更後のもの

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・一七年二五号・二〇年三九号・二五年七号〕

（廃棄物再生事業者に係る事業場の休廃止等の届出）

第二十三条 政令第二十一条に規定する届出は、廃棄物再生事業場廃止等届出書（別記第十七号様式）により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

（廃棄物再生事業者の実績報告）

第二十四条 法第二十条の二第一項の登録を受けた廃棄物再生事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における再生事業に係る廃棄物の処理の実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕

（許可証等の再交付申請等）

第二十五条 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第七号）、産業廃棄物処分業許可証（省令様式第九号）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第十三号）、特別



管理産業廃棄物処分業許可証（省令様式第十五号）、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証（省令様式第二十号）及び登録証（以下「許可証等」という。）を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（別記第十八号様式）に許可証等を添付して（紛失した場合を除く。）知事に申請するものとする。

2 前項の規定により許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五二号〕

（許可証等の書換えによる交付等）

第二十六条 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じた場合には、知事は許可証等を書き換えて当該者に交付するものとする。

一 法第九条第三項（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により氏名又は住所（法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更に係る届出書を知事に提出したとき。

二 法第九条の六第一項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により合併又は分割について知事の認可を受けたとき。

三 法第九条の七第二項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により届出書を知事に提出したとき。

四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により届出書（事業の全部の廃止に係るものを除く。）を知事に提出したとき。

五 政令第二十条の規定により届出書を知事に提出したとき。

六 第十五条の規定により届出書を知事に提出したとき。

七 第十六条の規定により事業の一部の廃止に係る届出書を知事に提出したとき。

2 前項の規定により書換えによる許可証等の交付を受けた者は、当該許可証等の交付を受けた時に従前の許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

（許可証等の返納）

管理産業廃棄物処分業許可証（省令様式第十五号）、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証（省令様式第二十号）及び登録証（以下「許可証等」という。）を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（別記第十八号様式）に許可証等を添付して（紛失した場合を除く。）知事に申請するものとする。

2 前項の規定により許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五二号〕

（許可証等の書換えによる交付等）

第二十六条 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じた場合には、知事は許可証等を書き換えて当該者に交付するものとする。

一 法第九条第三項（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により氏名又は住所（法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更に係る届出書を知事に提出したとき。

二 法第九条の六第一項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により合併又は分割について知事の認可を受けたとき。

三 法第九条の七第二項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により届出書を知事に提出したとき。

四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により届出書（事業の全部の廃止に係るものを除く。）を知事に提出したとき。

五 政令第二十条の規定により届出書を知事に提出したとき。

六 第十五条の規定により届出書を知事に提出したとき。

七 第十六条の規定により事業の一部の廃止に係る届出書を知事に提出したとき。

2 前項の規定により書換えによる許可証等の交付を受けた者は、当該許可証等の交付を受けた時に従前の許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

（許可証等の返納）

第二十七条 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、当該許可証等を知事に返納しなければならない。

- 一 法第九条第三項（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により廃止を届け出たとき。
- 二 法第九条の二の二又は第十五条の三の規定により許可が取り消されたとき。
- 三 法第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可が効力を失ったとき。
- 四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により事業の全部の廃止を届け出たとき。
- 五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消されたとき。
- 六 政令第二十一条の規定により事業場の廃止を届け出たとき。
- 七 第十三条に規定する期限の到来によつて指定が効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、変更前の許可証等を知事に返納しなければならない。

- 一 法第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受け、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証又は省令第十条の二、第十条の六、第十条の十四、第十条の十八若しくは第十二条の五に規定する許可証の交付を受けたとき。
- 二 第十四条に規定する指定証（第十二条第一項の規定による変更の認定のものに限る。）の交付を受けたとき。

全部改正〔平成五年規則二三号〕、一部改正〔平成六年規則五九号・一一年二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

第二十八条 削除

削除〔平成二二年規則一五三号〕

（点字による届出等）

第二十九条 第十一条第一項、第十二条第二項、第十五条、第十六条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する届出書等に代えて当該届出書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

第二十七条 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、当該許可証等を知事に返納しなければならない。

- 一 法第九条第三項（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により廃止を届け出たとき。
- 二 法第九条の二の二又は第十五条の三の規定により許可が取り消されたとき。
- 三 法第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可が効力を失ったとき。
- 四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により事業の全部の廃止を届け出たとき。
- 五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消されたとき。
- 六 政令第二十一条の規定により事業場の廃止を届け出たとき。
- 七 第十三条に規定する期限の到来によつて指定が効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、変更前の許可証等を知事に返納しなければならない。

- 一 法第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受け、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証又は省令第十条の二、第十条の六、第十条の十四、第十条の十八若しくは第十二条の五に規定する許可証の交付を受けたとき。
- 二 第十四条に規定する指定証（第十二条第一項の規定による変更の認定のものに限る。）の交付を受けたとき。

全部改正〔平成五年規則二三号〕、一部改正〔平成六年規則五九号・一一年二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

第二十八条 削除

削除〔平成二二年規則一五三号〕

（点字による届出等）

第二十九条 第十一条第一項、第十二条第二項、第十五条、第十六条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する届出書等に代えて当該届出書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号〕  
(提出書類の部数)

第三十条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類等(申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付する書類及び図面をいう。以下同じ。)の部数は、一部とする。ただし、法第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項及び第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項、第十五条の二の六第一項並びに法第十五条の四において準用する法第九条の五から第九条の七までに規定する書類等の部数は、正副各一部とする。

全部改正〔昭和六一年規則一八号〕、一部改正〔平成五年規則一三三号・九年二九号・一一年二九号・一二年一五三号・一六年九号・八二号・二三年二五号〕

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(清掃法施行細則の廃止)
- 2 清掃法施行細則(昭和四十一年千葉県規則第十三号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定によりなされた届出、その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた届出、その他の行為とみなす。  
(使用料及び手数料規則の一部改正)
- 4 使用料及び手数料規則(昭和三十二年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第二第八十号の次に次の一号を加える。  

八十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理業許可申請手数料	五千元
--	-----------------	-----

  
(千葉県事務委任規則の一部改正)
- 5 千葉県事務委任規則(昭和三十二年千葉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第五条第十五号イ中「単独し尿浄化槽(そう)に係る届出」を「単独処理

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号〕  
(提出書類の部数)

第三十条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類等(申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付する書類及び図面をいう。以下同じ。)の部数は、一部とする。ただし、法第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項及び第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項、第十五条の二の六第一項並びに法第十五条の四において準用する法第九条の五から第九条の七までに規定する書類等の部数は、正副各一部とする。

全部改正〔昭和六一年規則一八号〕、一部改正〔平成五年規則一三三号・九年二九号・一一年二九号・一二年一五三号・一六年九号・八二号・二三年二五号〕

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(清掃法施行細則の廃止)
- 2 清掃法施行細則(昭和四十一年千葉県規則第十三号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定によりなされた届出、その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた届出、その他の行為とみなす。  
(使用料及び手数料規則の一部改正)
- 4 使用料及び手数料規則(昭和三十二年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第二第八十号の次に次の一号を加える。  

八十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理業許可申請手数料	五千元
--	-----------------	-----

  
(千葉県事務委任規則の一部改正)
- 5 千葉県事務委任規則(昭和三十二年千葉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第五条第十五号イ中「単独し尿浄化槽(そう)に係る届出」を「単独処理

方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理」に改め、同号ロ中「単独し尿浄化槽（そう）」を「単独処理方式のし尿浄化槽（そう）」に改め、同条に次の一号を加える。

二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）の施行に關すること。

イ 第五条の規定によるし尿浄化槽（そう）に係る報告の受理に關すること。

ロ 第六条第一項及び第三項の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理に關すること。

ハ 第六条第二項の規定によるし尿浄化槽（そう）に係る報告の受理に關すること。

ニ 第七条第二項の規定による報告の受理に關すること。

ホ 第八条の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理に關すること。

附 則（昭和五十二年五月二十四日規則第三十一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年一月十二日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十五年四月一日規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十五年四月二十日から施行する。

（経過措置）

方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理」に改め、同号ロ中「単独し尿浄化槽（そう）」を「単独処理方式のし尿浄化槽（そう）」に改め、同条に次の一号を加える。

二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）の施行に關すること。

イ 第五条の規定によるし尿浄化槽（そう）に係る報告の受理に關すること。

ロ 第六条第一項及び第三項の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理に關すること。

ハ 第六条第二項の規定によるし尿浄化槽（そう）に係る報告の受理に關すること。

ニ 第七条第二項の規定による報告の受理に關すること。

ホ 第八条の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽（そう）に係る届出の受理に關すること。

附 則（昭和五十二年五月二十四日規則第三十一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年一月十二日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十五年四月一日規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十五年四月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十六年十一月二十七日規則第七十七号)

この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年十月一日規則第五十八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた届出等の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和六十一年三月二十九日規則第十八号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証(以下「旧許可証」という。)を所持している産業廃棄物処理業者は、昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日までの間に旧許可証を知事に提出し、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十三号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月二十三日規則第十三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十六年十一月二十七日規則第七十七号)

この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年十月一日規則第五十八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた届出等の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和六十一年三月二十九日規則第十八号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証(以下「旧許可証」という。)を所持している産業廃棄物処理業者は、昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日までの間に旧許可証を知事に提出し、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十三号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月二十三日規則第十三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(事務委任規則の一部改正)

3 千葉県事務委任規則(昭和三十二年千葉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分ただし書中「イ、へ及びト」を「ニ、ヌ、ル及びヲ」に改め、同項第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十七号)の施行に関する事。

イ 第十二条第五項の規定による事業者に対する産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関する事。

ロ 第十二条の二第六項の規定による事業者に対する特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関する事。

ハ 第十二条の三第四項の規定による管理票に関する報告書の受理に関する事。

ニ 第十二条の四の規定による事業者に対する勧告に関する事。

ホ 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設(事業者に係る産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。))に限る。以下この号において同じ。)に係る許可に関する事。

へ 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関する事。

ト 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設に係る変更の許可に関する事。

チ 第十五条の二第二項において準用する第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関する事。

リ 第十五条の四において準用する第九条の五第三項の規定による産業廃棄物処理施設に係る届出の受理に関する事。

ヌ 第十八条の規定による事業者及び産業廃棄物処理施設の設置者からの報告の徴収に関する事。

ル 第十九条第一項の規定による事業者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に対する立入検査に関する事。

ヲ 第十九条の三の規定による事業者に対する改善命令に関する事。

法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(事務委任規則の一部改正)

3 千葉県事務委任規則(昭和三十二年千葉県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分ただし書中「イ、へ及びト」を「ニ、ヌ、ル及びヲ」に改め、同項第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十七号)の施行に関する事。

イ 第十二条第五項の規定による事業者に対する産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関する事。

ロ 第十二条の二第六項の規定による事業者に対する特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関する事。

ハ 第十二条の三第四項の規定による管理票に関する報告書の受理に関する事。

ニ 第十二条の四の規定による事業者に対する勧告に関する事。

ホ 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設(事業者に係る産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。))に限る。以下この号において同じ。)に係る許可に関する事。

へ 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関する事。

ト 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設に係る変更の許可に関する事。

チ 第十五条の二第二項において準用する第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関する事。

リ 第十五条の四において準用する第九条の五第三項の規定による産業廃棄物処理施設に係る届出の受理に関する事。

ヌ 第十八条の規定による事業者及び産業廃棄物処理施設の設置者からの報告の徴収に関する事。

ル 第十九条第一項の規定による事業者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に対する立入検査に関する事。

ヲ 第十九条の三の規定による事業者に対する改善命令に関する事。

四十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の施行に関する事。

イ 第八条の二十七の規定による報告書の受理に関する事。

ロ 第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理施設（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）に係る報告書の受理に関する事。

ハ 第十四条第二項の規定による産業廃棄物処理施設の技術管理者に係る報告書の受理に関する事。

ニ 第十四条第三項の規定による産業廃棄物処理責任者（最終処分場に置かれるものを除く。）に係る報告書の受理に関する事。

ホ 第十四条第四項の規定による報告書の受理に関する事。

ヘ 第十四条第五項の規定による産業廃棄物処理施設に係る報告書の受理に関する事。

第五条第一項第四十五号イ中「第十四条において準用する第六条の二」を「第十八条」に、「（最終処分場を除く。）」を「（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「第十四条」を「第十九条」に改め、「（最終処分場を除く。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 第二十五条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の再交付に関する事。

第五条第一項第四十五号に次のように加える。

ニ 第二十六条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換えに関する事。

ホ 第二十七条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の返納に関する事。

第五条第二項各号列記以外の部分ただし書中「及びト」を、「、へ、ト及びチ」に改め、同項第一号イ中「法第八条第一項」を「第九条の三第一項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ロ中「法第八条第二項」を「第九条の三第二項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ハ中「法第八条第三項」を「第九条の三第三項ただし書」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ト中「法」を削り、「運搬若しくは」を「運搬又は」に、「事業所若しくは」を「事業所又は」に改め、「又は産業廃棄物処理施設のある土地

四十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の施行に関する事。

イ 第八条の二十七の規定による報告書の受理に関する事。

ロ 第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理施設（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）に係る報告書の受理に関する事。

ハ 第十四条第二項の規定による産業廃棄物処理施設の技術管理者に係る報告書の受理に関する事。

ニ 第十四条第三項の規定による産業廃棄物処理責任者（最終処分場に置かれるものを除く。）に係る報告書の受理に関する事。

ホ 第十四条第四項の規定による報告書の受理に関する事。

ヘ 第十四条第五項の規定による産業廃棄物処理施設に係る報告書の受理に関する事。

第五条第一項第四十五号イ中「第十四条において準用する第六条の二」を「第十八条」に、「（最終処分場を除く。）」を「（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「第十四条」を「第十九条」に改め、「（最終処分場を除く。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 第二十五条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の再交付に関する事。

第五条第一項第四十五号に次のように加える。

ニ 第二十六条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換えに関する事。

ホ 第二十七条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の返納に関する事。

第五条第二項各号列記以外の部分ただし書中「及びト」を、「、へ、ト及びチ」に改め、同項第一号イ中「法第八条第一項」を「第九条の三第一項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ロ中「法第八条第二項」を「第九条の三第二項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ハ中「法第八条第三項」を「第九条の三第三項ただし書」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ト中「法」を削り、「運搬若しくは」を「運搬又は」に、「事業所若しくは」を「事業所又は」に改め、「又は産業廃棄物処理施設のある土地

若しくは建物」を削り、同号トを同号チとし、同号ハ中「法」を削り、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「法」を削り、「の設置者若しくは管理者」を「(処理業者に係るものに限る。)の設置者」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「法」を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第九条の三第六項において準用する第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る届出の受理に関すること。

第五条第二項第二号イ中「一般廃棄物処理施設」の下に「(最終処分場を除く。)」を加え、同項第三号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ロ中「よる」の下に「一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る」を加え、同号ハ中「第六条の二」を「第六条」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る」を加え、同号ホを削る。

附 則 (平成六年九月二十九日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第一項第二号及び第五号の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日規則第二十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年九月二十九日規則第五百五十三号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第三十四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月九日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

若しくは建物」を削り、同号トを同号チとし、同号ハ中「法」を削り、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「法」を削り、「の設置者若しくは管理者」を「(処理業者に係るものに限る。)の設置者」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「法」を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第九条の三第六項において準用する第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る届出の受理に関すること。

第五条第二項第二号イ中「一般廃棄物処理施設」の下に「(最終処分場を除く。)」を加え、同項第三号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ロ中「よる」の下に「一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る」を加え、同号ハ中「第六条の二」を「第六条」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)に係る」を加え、同号ホを削る。

附 則 (平成六年九月二十九日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第一項第二号及び第五号の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日規則第二十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年九月二十九日規則第五百五十三号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第三十四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月九日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。



附 則 (平成十六年四月一日規則第八十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第八十四号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十九号)  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二十九日規則第二十五号)  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月五日規則第七号)  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十八日規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式  
(第二条)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号〕

第一号様式の二  
(第三条)

追加〔平成12年規則153号〕

第一号様式の三  
(第三条の二)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第一号様式の三の二  
(第三条の二の二)

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の三の三

附 則 (平成十六年四月一日規則第八十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第八十四号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十九号)  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二十九日規則第二十五号)  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月五日規則第七号)  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十八日規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式  
(第二条)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号〕

第一号様式の二  
(第三条)

追加〔平成12年規則153号〕

第一号様式の三  
(第三条の二)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第一号様式の三の二  
(第三条の二の二)

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の三の三

(第三条の二の三)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の四  
(第三条の三)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号〕  
第一号様式の五  
(第三条の四)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・16年9号・23年25号・26年7号〕  
第一号様式の六  
(第三条の五)  
全部改正〔平成26年規則7号〕  
第一号様式の七  
(第三条の六)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八  
(第三条の七)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕  
第一号様式の八の二  
(第三条の七の二)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の三  
(第三条の七の三)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の四  
(第三条の七の四)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の五  
(第三条の七の五)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の九  
(第三条の八)  
追加〔平成12年規則153号〕

(第三条の二の三)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の四  
(第三条の三)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号〕  
第一号様式の五  
(第三条の四)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・16年9号・23年25号・26年7号〕  
第一号様式の六  
(第三条の五)  
全部改正〔平成26年規則7号〕  
第一号様式の七  
(第三条の六)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八  
(第三条の七)  
追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕  
第一号様式の八の二  
(第三条の七の二)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の三  
(第三条の七の三)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の四  
(第三条の七の四)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の八の五  
(第三条の七の五)  
追加〔平成23年規則25号〕  
第一号様式の九  
(第三条の八)  
追加〔平成12年規則153号〕

第一号様式の十  
(第四条)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成11年規則29号・12年153号・23年25号〕

第一号様式の十一  
(第四条の二)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕

第二号様式  
(第五条)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・11年29号・12年153号〕

第三号様式  
(第八条)

全部改正〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号〕

第四号様式  
(第八条の二)

全部改正〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則34号・16年9号・23年25号〕

第四号様式の二  
(第八条の三)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・26年7号〕

第五号様式  
(第十一条第一項)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第六号様式  
(第十二条第二項)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第七号様式  
(第十四条)

第一号様式の十  
(第四条)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成11年規則29号・12年153号・23年25号〕

第一号様式の十一  
(第四条の二)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕

第二号様式  
(第五条)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・11年29号・12年153号〕

第三号様式  
(第八条)

全部改正〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号〕

第四号様式  
(第八条の二)

全部改正〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則34号・16年9号・23年25号〕

第四号様式の二  
(第八条の三)

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・26年7号〕

第五号様式  
(第十一条第一項)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第六号様式  
(第十二条第二項)

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第七号様式  
(第十四条)

第八号様式  
(第十五条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第九号様式  
(第十六条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十号様式  
(第十八条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十一号様式  
(第十八条の二)  
全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第十一号様式の二  
(第十八条の三)  
全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕  
追加〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第十二号様式  
(第二十条第一項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十三号様式  
(第二十条第二項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十四号様式  
(第二十一条第一項)  
全部改正〔平成6年規則59号〕、一部改正〔平成12年規則153号・17年25号〕

第十五号様式  
(第二十一条第二項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十六号様式  
(第二十二条)

第八号様式  
(第十五条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第九号様式  
(第十六条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十号様式  
(第十八条)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十一号様式  
(第十八条の二)  
全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第十一号様式の二  
(第十八条の三)  
全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕  
追加〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第十二号様式  
(第二十条第一項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十三号様式  
(第二十条第二項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第十四号様式  
(第二十一条第一項)  
全部改正〔平成6年規則59号〕、一部改正〔平成12年規則153号・17年25号〕

第十五号様式  
(第二十一条第二項)  
全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十六号様式  
(第二十二条)

<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕</p>	<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕</p>
<p>第十七号様式 (第二十三条)</p>	<p>第十七号様式 (第二十三条)</p>
<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕</p>	<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕</p>
<p>第十八号様式 (第二十五条第一項)</p>	<p>第十八号様式 (第二十五条第一項)</p>
<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号〕</p>	<p>全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号〕</p>